

家の名義が
亡くなった親のまま
これでいいのかしら？

遺言

自分が亡くなった後、
家族のことが心配…

相続**手続**が難しくて…
誰かお手伝いして
くれないかしら？

遺言書って
どうやって
書けばいいの？

相続

認知症になると実家が
売却できなくなったり、
預金が引き出せないって本当？

司法書士に
お任せ下さい！

家族信託

他にも…

相続**トラブル** お気軽に
ご相談ください



代表司法書士 林 祐司

無 料 相 談 会

2月9日 **土** 予約制 (定員 20名)

※別日での相談も可能です

9:00 ~ 18:00

浦和コミュニティセンター

(浦和PARCO・コムナーレ10F)

お気軽にお問い合わせください。

☎048-749-1111

✉hayashi@shihou-madoguchi.com

年中無休9:00 ~ 21:00

土日・祝日、夜間も相談可能です。

司法書士事務所

相続・家族信託の窓口

〒330-0061 さいたま市浦和区常盤 2-17-3

●JR「浦和駅」アトレ北口改札より徒歩10分

●JR「北浦和駅」より徒歩15分



認知症700万人時代の到来に備え、 家族で相談を。

家族信託は『認知症対策』の切り札!

高齢化に伴い急増する【認知症】。妻や夫、きょうだい、そして両親や親戚など、どこのご家庭でも避けては通れない**身近な問題**となることが予想されます。介護だけではなく、ご自宅の売買や相続など資産管理についても**重大な影響**をおよぼす大きな問題ですが、認知症になってしまった後から手続きをすると、**家族間であっても様々なトラブル**が発生しかねません。

そんな認知症に伴う問題は「家族信託」によって、ほぼ解決することが可能です。

何の準備もしていないと、こんな**トラブル**に!!



✗ 「銀行口座の凍結」

認知症になってしまったら**銀行口座は事実上凍結**され、家族でも貯金を自由に引き出せなくなってしまいます。勝手に引き出し、自分のために使ってしまったら犯罪です。老人ホームへの入居金や月額費用を入居者自身の財産から支払う事ができなくなってしまいます。

✗ 「不動産売却ができない」

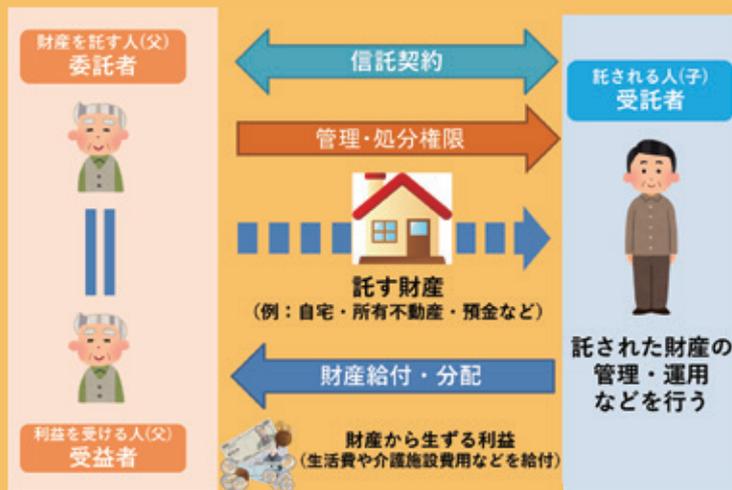
認知症になってしまったら、管理している不動産を売却しようとしても、判断能力が欠如されているとみなされ**売却することができません**。



✗ 「資産が裁判所の管理下に」

預金の引き出しから、ご自身の資金の使用用途、家族の生活費、その他法律行為は、他人の法定後見人（弁護士や司法書士による職業後見人）または任意後見監督人のもと、**家庭裁判所の管轄下で行われるようになってしまいます**。

家族信託の仕組み



父が認知症になっても預金が凍結しない、子が不動産を売却出来るなどのメリットがある

家族信託とは、親が元気なうちに信頼できる子に財産の管理を託すという契約です。

※子以外が財産を管理する場合もあります。

家族信託をすると、財産の管理・運用は子に任せて、収益は親が受け取ることが出来ます。

代表プロフィール



林 祐司 (はやし ゆうじ)

司法書士
家族信託専門士
宅地建物取引士

メッセージ

1人でも多くの人の悩みを解決したいという想いから、相続・家族信託専門の司法書士になりました。皆さまの悩みをぶつけて下さい!

朝日新聞に
掲載されました!

